

# 妙高市立新井南小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、それを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、時にはその生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

当校では、職員一人一人が「いじめは、どの子にもどの学校にも起こり得る深刻な人権問題」であると認識し、「いじめを決して見逃さない」という意識を共有して、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に連携・協力して取り組む。

当校のいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、この「妙高市立新井南小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

## 1 いじめの防止等のための基本的な方針

### （1）いじめの定義

法第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係\*にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響\*を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

\*「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等で関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

\*「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### （2）いじめの実態に関する認識

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断にあたっては、行為が起ったときにはいじめを受けた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認するだけでなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。本人がいじめを否定したとしても、表情や様子をきめ細かく観察するとともに、特定の職員のみによることなく組織的な対応により総合的に判断する事が大切である。

インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行

行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

1に示したように、いじめの態様は非常に幅が広いため、それぞれに応じた適切な対応が求められる。まず何よりも、いじめの未然防止のための環境づくりに力を注ぐとともに、いじめを深刻化させないために、早期に発見し、迅速な初期対応をすることが最も肝要であり、学校、家庭、地域が一体となり社会全体でいじめの問題に取り組んでいくことが大切である。

### (3) 基本理念

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身に生涯にわたる深い傷を負わせ、健全な成長及び人格の形成に重大な悪影響を与える。また、最悪の場合には、生命に重大な危機を感じさせるおそれがある。

従って当校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、教職員がいじめに対して積極的、組織的に対応し、児童とともに解決を図る。同時に、全教育活動を通じた人権教育、同和教育の実施、豊かな感性を育む教育の充実、更には保護者、地域といじめの防止等への協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。

### (4) いじめの防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめの防止等の取組に対する資質を向上させる。
- ⑤ 保護者・地域住民に、学校いじめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と啓発を行う。

## 2 いじめの防止等のための組織の設置

### (1) 設置の目的

法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため「いじめ対策委員会」(以下、「対策委員会」という。)を設置する。

### (2) 構成員

構成は、校長を長として、生活指導主任、養護教諭他複数の教職員及び子ども若者支援相談員等(心理・福祉等に関する専門的知識を有する者)を基本とし、校長が指名するものとする。

### (3) 役割

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善を進

- める上での中核となる。
- イ いじめの通報並びに相談窓口となる。
- ウ いじめの疑いに関する情報や問題行動などに係る情報を収集・整理する。
- エ いじめの疑いに関する情報があったときには速やかに会議を招集し、情報の迅速な共有、児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定、保護者との連携等について校内の中核となってその対応にあたる。

### 3 いじめの防止等のための取組

#### (1) いじめの未然防止

- ア 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築するよう、全ての教育活動並びに道徳教育を通じて人権教育、同和教育を計画的に実施する。
- イ 感動体験や困難な体験並びに協同的な学びを通じて、豊かな心や人間関係づくり、コミュニケーション能力を育む。
- ウ 教員のいじめ問題の早期発見や解決能力の向上を図るために、校内研修の充実に努める。
- エ 「学校教育における情報モラル教育の基本方針」に基づいて情報モラル教育を推進し、ネット上のいじめの防止に努める。
- ・ネット利用のルール等について話し合う機会を設定するなど、児童が主体となる活動を推進する。
- オ 保育・子ども園・小・中・総合支援学校間の引き継ぎにおいて、いじめに係る過去の事案やいじめが心配される人間関係について詳細に情報提供し、引き継ぎ後も継続的に支援が行われるよう体制の構築に努める。
- カ 家庭においてもいじめ防止のための教育がなされるよう、保護者を対象にした啓発活動を実施する。
- ・幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児がほかの幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、取り組みを促す。また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案する。

#### (2) いじめの早期発見

- ア いじめの早期発見に向けて、アンケート調査や教育相談を実施するとともに、児童の悩みや集団への適応状況を把握するなど、組織的かつ計画的に必要な措置を講ずる。
- イ 教育委員会内及び適応指導教室のいじめに関する通報及び相談窓口、県が設置する24時間体制の相談窓口等について、保護者への周知を図る。
- ウ いじめや児童の悩みを認知した場合は継続的に教育相談を行い、必要に応じて子ども若者支援専門員等の活用を図る。
- エ 県の事業「ネットいじめ見逃しそれぞれ事業」と連携し、ネットパトロールに関する情報を適宜得る。

#### (3) いじめへの対応

- ア 教職員はいじめを認知したり通報を受けたりした場合は、抱え込みず、直ちに管理職に報告する。また、管理職は速やかに教育委員会に報告する。
- イ 校長はいじめに関する報告を受けた場合には、直ちにいじめ対策委員会を招集し、その事案の全貌を明らかにするための方針を指示する。

- ウ 校長又は教頭は、いじめが発生したことの一報を市教育委員会の生徒指導担当指導主事に入れ、概要を説明した上で指導を仰ぐ。また、必要に応じて報告書(上越教育事務所が示した様式)を作成し、市教育委員会に提出する。
- エ いじめ対策委員は、手分けをして多方面から情報を収集し、いじめの全体像の把握に努める。
- オ 被害児童に対しては、速やかに安全を確保するとともに心のケアに努める。
- カ 加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。特に、いじめは重大な人権問題であることや相手の心の痛みを理解させ、今後の在り方を考えさせるよう努める。
- キ 被害児童の保護者に対しては即時家庭訪問を実施し、事案の報告をするとともに、学校管理下の事案である場合には謝罪して、今後の支援方針について理解を得る。
- ク 加害児童の保護者に対しては、事案の詳細を説明して事案解決への指導方針について理解を得るとともに、加害児童を同伴し、被害児童を訪問して謝罪するよう促す。
- ケ 周りの児童に対しては、自らのこととしてこの問題をとらえさせ、いじめの傍観者にならず一歩踏み出す勇気がもてるように指導する。
- コ いじめの事実はプライバシーに配慮しながらも、極力その他の児童及び保護者に開示し、その後の事案発生防止のための契機とするよう努める。
- サ いじめが暴力や金品のゆすり、恐喝等を伴う事案においては、警察や児童相談所と連携して対応する。
- シ 被害児童の心の傷が深い場合や、いじめの内容等が複雑な場合には、被害・加害児童及びその保護者を一堂に集め、対策委員が立ち会った上で謝罪の会を設ける。
- ス いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への支援を行うことにより、いじめの再発防止に努める。
- セ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
- いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする。）
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

## 4 重大事案への対処

### (1) 重大事案の発生と報告

#### ① 重大事案の意味

ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童生徒が相当の期間\*学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

\*「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が

一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にこだわらず、重大事案ととらえる。

## ② 重大事案の報告

学校は重大事案であると認知した場合、直ちに教育委員会へ報告する。

\*いじめを受けて重大事案に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事案とはいえない」と判断した場合であっても、重大事案が発生したものとして扱う。

## (2) 重大事案の調査

対策委員会は、教育委員会より派遣された指導主事等の支援を受け初期対応にあたる。その後、教育委員会より派遣された専門員と協働し、その対応にあたる。

調査実施前に、被害児童生徒・保護者、及び、加害児童生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明する。

### ①調査の目的・目標

事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであること。

### ②調査主体（組織の構成、人選）

人選については、公平性・中立性が担保されていること。

### ③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示すこと。また、調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うこと。

### ④調査事項・調査対象

どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）をどのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて説明を行うこと。

### ⑤調査方法

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの用法、手順を説明すること。説明した際、被害児童生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。

### ⑥調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

- ・調査結果の提供について、被害児童生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、あらかじめ説明を行うこと。
- ・被害児童生徒・保護者に対し、個別の情報の提供については、妙高市の個人情報保護条例に従って行うことを説明しておくこと。
- ・被害児童生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査票の原本の扱いについて、情報提供の方法を説明すること。
- ・調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者の文書管理規則に基づき行うことについて触れながら、文書の保存期間を説明すること。
- ・加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、被害児童生徒・保護者の同意を得ておくこと。

## (3) 調査結果の提供及び報告

### ① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供

対策委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で情報を提供する。これらの情報の提供にあたっては、児童のプライバシー保護に十分配慮する。

### ② 教育委員会への報告

対策委員会は、専門委員と協働し迅速にいじめの全貌を整理し教育長に提出する。また校長は、いじめの全貌について時系列で詳細に整理し、今後の指導・支援方針計画を添えて教育委員会へ報告する。

## 6 関係児童生徒及び保護者への対応

いじめ問題は単に謝罪すれば解決するものではなく、更に陰湿になる、いじめを契機に孤立する、無視や仲間はずれにされるケース等も多々見られる。いじめ問題の解決にあたっては、その全貌解明や謝罪のみでなく、被害児童生徒及び加害児童生徒はもとより、その保護者に対しても計画的・継続的に支援・指導を行っていく。

### (1) いじめを受けた児童生徒への対応

重大事態に係るいじめを受けた児童生徒は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該児童生徒の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、以前にも増して安心して学校生活を送ることができるよう支援する。具体的には、各学校は次のような対応や支援を行う。

- ・学級担任や養護教諭、カウンセラー等により、心情を丁寧に傾聴する。
- ・いじめに係る事実関係を明らかにするため、聞き取りを丁寧に行う。
- ・いじめの解決に向けて、当該児童生徒の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ・安心して生活できる場や時間などの、学習・生活環境を確保する。
- ・心の傷が深い場合にはカウンセラー等による心のケアを勧めるとともに、必要な場合は医療機関の受診を勧める。
- ・いじめられた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

### (2) いじめを受けた児童生徒の保護者への対応

当該児童生徒の保護者については、重大ないじめを受けた我が子の心身に対する心配や、いじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童生徒やその保護者への不信感などを強く抱いていることが考えられる。このような保護者の心情を察しながら、当該児童生徒の心身の安定に努めるために、保護者に対して次のような対応や支援を行う。

- ・学校の管理下で重大事態が発生した場合は、いじめを起こしてしまったことについて誠実に謝罪し、解決に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ・当該児童生徒が受けたいじめに係る事実や、児童生徒の心身の状況について丁寧に説明する。
- ・いじめの解決に向けて保護者の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ・保護者自身が不安を抱いている場合は、カウンセリングを勧める。

### (3) いじめを行った児童生徒及び保護者への対応

いじめを行った児童生徒に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童生徒の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通じて、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようとする。

当該児童生徒への指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。これにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

また、当該児童生徒の保護者に対しては、我が子の行ったいじめに係る事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを認識させるとともに、解決に向けた道筋を示し、いじめを受けた児童生徒及び保護者に謝罪する等の協力を求める。

その後、子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導・助言する。

## 7 いじめ防止などに関わる生徒指導の年間計画

年間を通した目標	「伝わるあいさつ・返事をしよう」
年間を通した活動	・〇の付く日は家族でふわふわデー　・毎週月曜日、学期末の子どもを語る会 ・学校向上委員会によるあいさつ運動

月	めあて	重点指導項目	教職員の取組	児童の取組	保護者地域住民対象
4	を さ 伝 し つ わ よ う と す る 返 あ 事 い	・あいさつの指導 ・学習規律の確認 ・交通安全指導（登下校） ・清掃の仕方 ・縦割り班活動での過ごし方	・生徒指導の方針の共通理解 ・学級経営案立案 ・生活朝会 ・通学路点検、下校指導	・あいさつ運動 ・1年生を迎える会 ・地域児童会 ・交通安全教室 ・避難訓練（火災）	・ALL 妙高あいさつ運動 ・春の交通安全週間 ・家庭訪問
5 ・ 6	を ふ 伝 わ え ふ よ う よ わ 言 葉	・相手の気持ちを考えた行動 ・室内での過ごし方 ・SNSとのつきあい方 ・スクールカウンセラー	・生活朝会（ふわふわことば） ・心のカルテ ・教育相談 ・小中情報交換会	・メディアとのつきあい方を考える ・心のカルテ ・全校縦割り班遠足 ・全校遊び	・朝元気スタート運動 ・花壇整備
7 ・ 8	大 時 間 を し よ う	・授業の準備、5分前行動 ・不審者への対応の仕方 ・夏休みの過ごし方 ・交通安全指導	・生活朝会（時間を大切にしよう） ・児童アンケート ・教育相談 ・夏休みの生活指導 ・校内研修実施（人権教育、同和教育）	・代表委員会 ・全校遊び ・地域児童会 ・サザンスター	・地域PTA ・PTA奉仕作業
9 ・ 10	伝 ふ や ふ わ よ う ふ わ 言 葉 を	・相手を大切にした関わり方 ・あいさつ指導 ・災害時の行動の仕方 ・清掃の仕方 ・スクールカウンセラー	・生活朝会（ふわふわ言葉を伝えよう） ・「いじめ」をテーマとした授業 （全校一斉道徳授業）	・ふわふわの花束 ・あいさつ運動 ・縦割り班遊び ・全校遊び	・ふわふわ週間 ・All 妙高あいさつ運動 ・人権教育、同和教育授業参観、学級懇談会 ・PTA研修会
11	大 時 間 を し よ う	・授業の準備、5分前行動 ・学習規律の確認 ・休み時間の過ごし方	・生活朝会（時間を大切にしよう） ・心のカルテ ・教育相談 ・個別懇談	・5、6年生のフレンドリースクール集会への参加 ・心のカルテ ・縦割り班遊び	・個別懇談 ・パンジー苗栽培 ・朝元気スタート運動
12	う な い いじ よ め う を に 見 逃 さ よ	・いじめに関する指導 ・冬の登下校の仕方 ・冬休みの過ごし方	・生活朝会（いじめを見逃さないようにしよう） ・人権に関する授業の実施 ・児童アンケート・教育相談	・いじめ見逃し〇スクール集会 ・全校遊び ・サザンスター	
1	う と 1 め 年 間 を し の よ ま	・1年間を締めくくり、次年度に向けて目標をもって生活をすることの指導	・生活朝会（自分の行動を振り返り、1年間のまとめをしよう） ・いじめ・体罰等アンケート	・代表委員会 ・全校遊び	・朝元気スタート運動
2 ・ 3	え よ う 感 謝 の 気 持 ち を 伝	・お世話になった方々への感謝の気持ちをもつことの指導 ・スクールカウンセラー ・春休みの過ごし方	・教室重点清掃 ・心のカルテ・教育相談 ・春休みの生活指導 ・次年度縦割り班の編制 ・1年間の成果と反省 ・次年度に向けて成果・課題の検討	・心のカルテ ・サザンスター ・6年生を送る会 ・期末大清掃	